

商 品 名 (愛 称)	(22) 定 期 積 金 「やりくり上手」
------------------	--------------------------

販 売 対 象		個人の方
期 間		3 年、4 年、5 年
預 入	① 預 入 方 法	・ 払込日を定め、契約期間によって3 年（36 回）・4 年（48 回）・5 年（60 回）の掛込方式とします。
	② 預 入 金 額	・ 10,000 円以上
	③ 預 入 単 位	・ 1,000 円以上
払 戻 し 方 法		・ 満期日以後に一括して払戻しします。
		・ 満期自動解約の依頼を受けたものについては、満期日に（休日の場合は翌営業日）自動解約され、
		契約給付金（税引後）の全額を指定口座、または定期預金に預け替えします。
		【定期預金への預け替えの取扱いについて】 ・ 預け替えの定期預金は、預入期間1 年のスーパー定期・スーパー定期 300・大口定期の自動継続型（元利継続もしくは元金継続）となります。 ・ 適用金利は、預け替え日時点の定期預金の店頭表示利率となります。 ・ 定期預金は、指定の総合口座（普通預金）の担保定期預金または通帳式定期預金での取扱いとなります。（証書での取扱いはできません。） ・ 定期預金への預け替えを選択する場合、当該定期積金の契約時に総合口座または通帳式定期預金が開設されていることが必要となります。
利 息	① 適 用 金 利	・ 固定金利
	② 利 払 方 法	・ 給付補填金は、満期日以降に一括して支払います。
	③ 計 算 方 法	・ 給付補填金は、付利単位を100 円として契約期間における掛金残高積数に、年利回りを乗じて計算します。
税 金		・ お利息には20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります。
		※2013 年1 月1 日から2037 年12 月31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税さ
		れるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
付 加 で き る 特 約 事 項		・ 本定期積金の満期金を定期預金に振り替えた場合には、当該定期預金の金利を当初の預け入れ期間に限り「店頭表示金利+0.1%」とします。満期到来後は定期預金「やりくり名人」として自動継続となります。預け入れ金利は「スーパー定期」、「スーパー定期 300」の店頭表示利率となります。
		※自動振替入金でのお預け入れはできません。
		・ 上乗せ利率については、金融情勢等により予告なく変更する場合があります。
		・ 当該定期預金の最低預入金額は、360,000 円です。
		・ 上記の定期預金は満期金以外からも増額できます。ただし、増額分の上限額は定期積金契約額と同額までとします。
		・ 契約者が当金庫から下表消費者ローンの借入を行う場合、通常金利から次の優遇金利幅をマイナスした金利が適用されます。

付 加 で き る 特 約 事 項	<table><tr><td>商 品 名</td><td>優遇金利幅（通常金利からマイナスする金利幅）</td></tr><tr><td>カーライフローン</td><td>▲0.20%</td></tr><tr><td>カーライフローン・エコ</td><td>▲0.10%</td></tr><tr><td>無担保住宅ローン</td><td>▲0.10%</td></tr><tr><td>無担保住宅ローン・エコ</td><td>▲0.10%</td></tr><tr><td>学資ローン</td><td>▲0.25%</td></tr></table>	商 品 名	優遇金利幅（通常金利からマイナスする金利幅）	カーライフローン	▲0.20%	カーライフローン・エコ	▲0.10%	無担保住宅ローン	▲0.10%	無担保住宅ローン・エコ	▲0.10%	学資ローン	▲0.25%
商 品 名	優遇金利幅（通常金利からマイナスする金利幅）												
カーライフローン	▲0.20%												
カーライフローン・エコ	▲0.10%												
無担保住宅ローン	▲0.10%												
無担保住宅ローン・エコ	▲0.10%												
学資ローン	▲0.25%												
中 途 解 約 時 の 取 扱	・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛込残高相当額とともに支払います。 ・付利単位は1円とする。												
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭窓口へお問い合わせください。												
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089－946－1203）にお申し出ください。												
	紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089－941－6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。												
	・東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。												
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。												
	・払込の延滞がある場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。ただし、満期日を繰り延べない場合には当初契約時の店頭表示利率（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を徴収いたします。												
	・この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を当初契約時店頭表示の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数180日を越えているものに限りです。												
	・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。												
	・預金保険の対象です。												
	その他参考となるべき事項												